

序章

都市計画マスタープランについて

序章 都市計画マスタープランについて

1. 背景と目的・役割

(1) 背景

本市が平成 21 年 3 月に策定した「石巻市都市計画マスタープラン」以降、東日本大震災をはじめ、猛暑や豪雨、台風等の自然災害が頻発しています。

一方、情報通信技術（ICT）や省エネルギー化等の進展、近年では超スマート社会（Society5.0）につながる人工知能（AI）等の新技術の進歩は目覚ましく、平成 25 年以降の「働き方改革」や令和 2 年のコロナ禍とも相まって、時間的・場所的制約に縛られない多様なライフスタイル、ワークスタイルへの転換が模索され、新たな時代の価値観に応じた生活空間（住・公共・移動等）のあり方が問われています。

また、国際社会の要請として、地方自治体においてもSDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取り組みが求められ、これらに対応できる都市施策が求められてきています。

(2) 目的と役割

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に示される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を指すもので、都市及び地域の「望ましい将来像」を明らかにし、計画的に実現を図っていくためのまちづくりのマニュアルとなります。

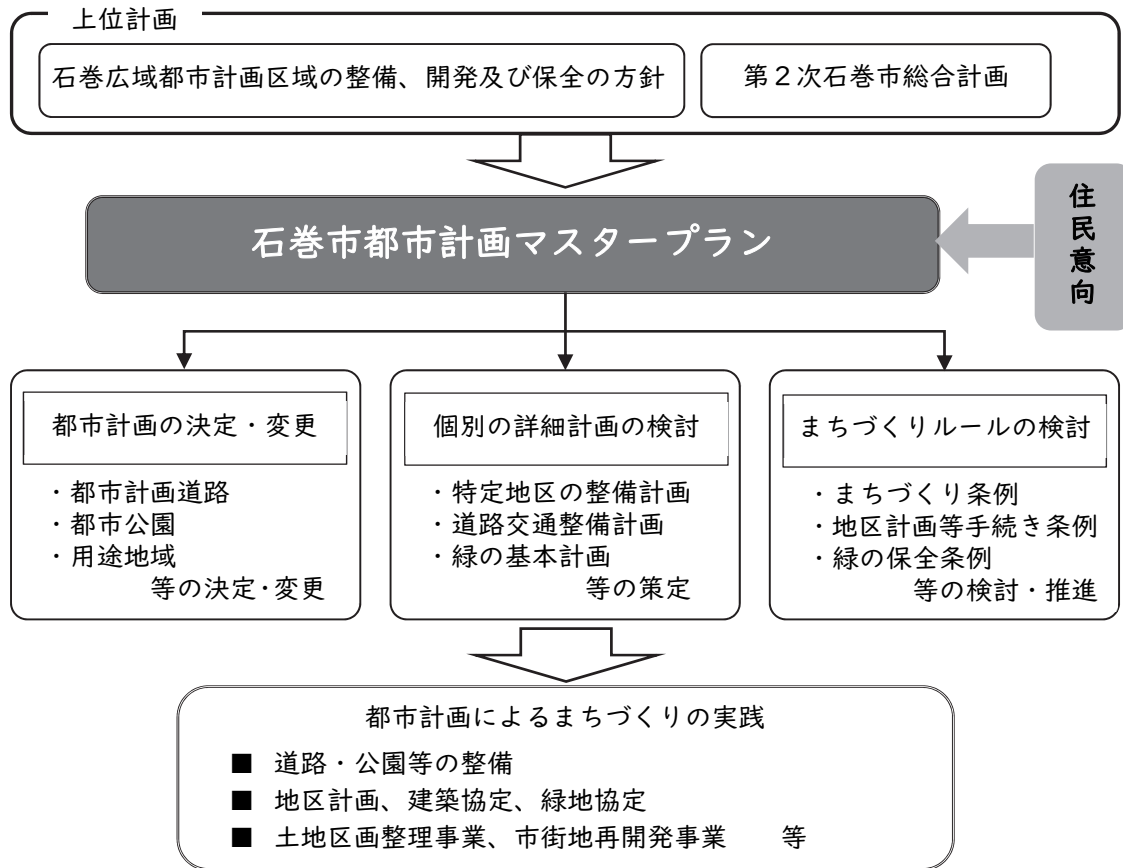
都市計画マスタープランは市民意向や地域特性を踏まえ、創意工夫に富んだ「本市の望ましい将来像」を市民と行政が共有することによって、都市計画への市民の理解を深めるとともに、その共通の目標に向かって公民が協働でまちづくりに取り組むことを推進します。

また、個別計画との整合性を図り、都市計画を決定していく際の拠りどころとなります。

2. 位置づけと計画期間

(1) 位置づけ

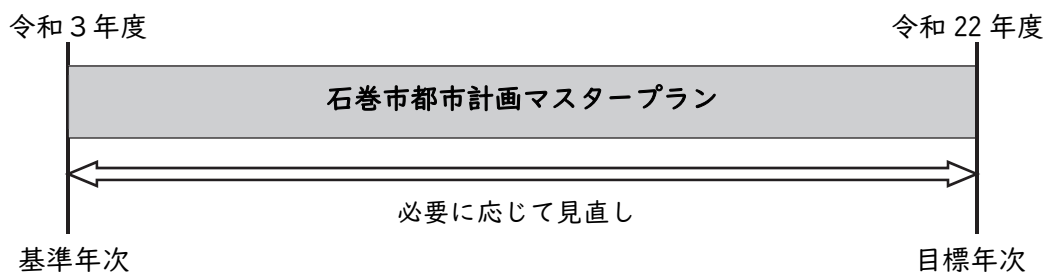
石巻市都市計画マスタープランは、「第2次石巻市総合計画」及び「石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して策定される本市の都市計画の指針となるものです。



図序-1 計画の位置づけ

(2) 計画期間

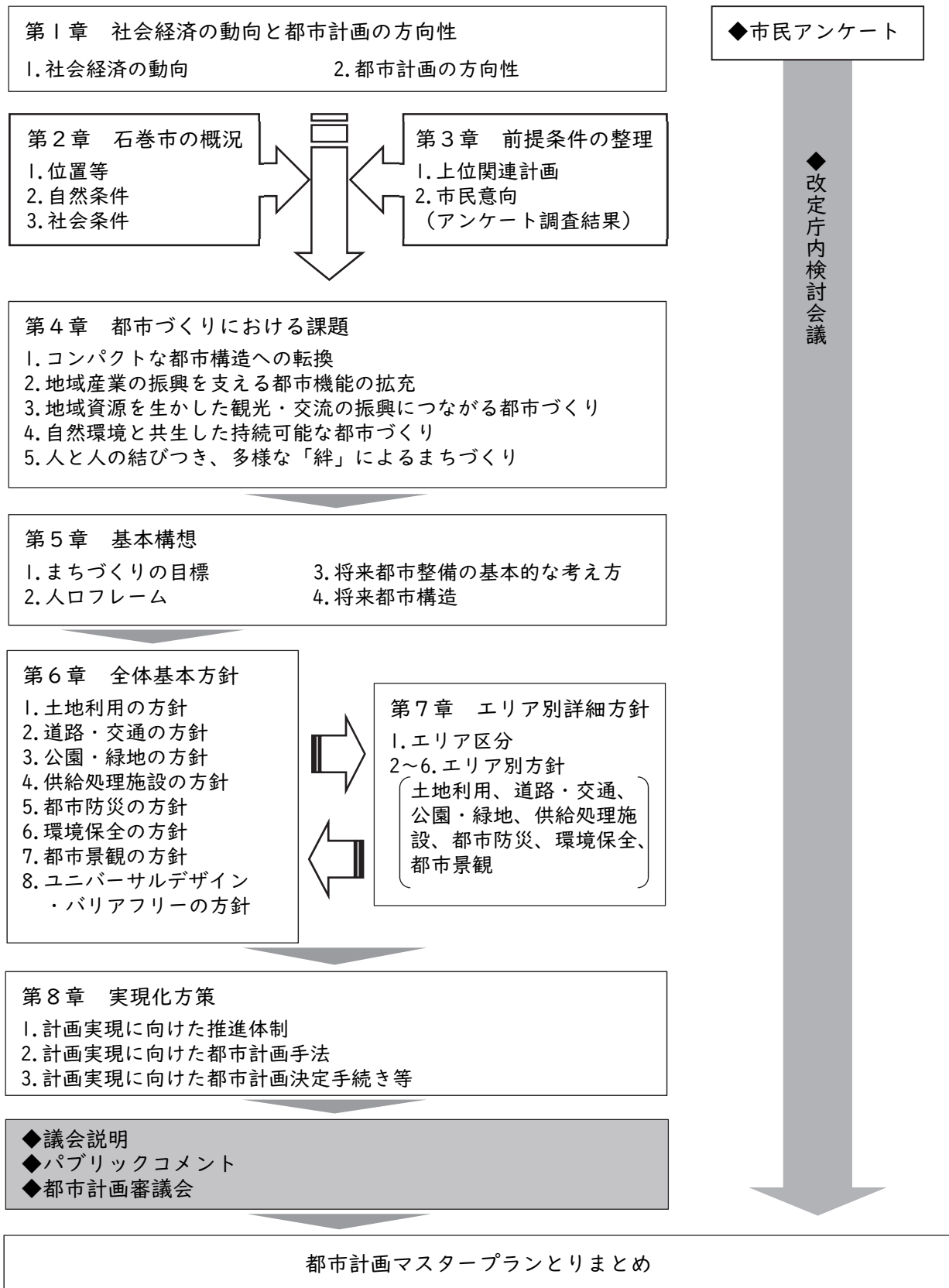
石巻市都市計画マスタープランは、基準年次を令和3年度とし、目標年次を令和22年度とします。なお、上位関連計画、都市計画制度の新設や変更などにより、必要に応じて見直しを行います。



図序-2 計画期間

3. 策定経過

石巻市都市計画マスタープランは、以下の経過により策定しました。



図序-3 計画策定経過